

抵当権設定登記手続き

Mortgage

必要書類

リベリアにおいて、抵当権を設定登記する場合の必要書類は下記のとおりです。

1) 抵当権書類 "Mortgage" (原本 3 部)

抵当権設定者 "Mortgagor" による署名・公証済みのもの

※ 署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

抵当権書類には、下記の項目を含めてください。

- a) 抵当権者名およびその所在地
- b) 抵当権設定者名およびその所在地
- c) 抵当権によって担保される債務の価額

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

先に登記されているすべての優先する抵当権の登記の詳細 (登記台帳番号およびページ番号) を必ず記載してください。

2) 抵当権設定者 "Mortgagor" 署名権限確認書類 (コピー 1 部)

※ 【**抵当権書類のご署名者が、登録船主の役員取締役である場合**】
署名権限確認書類のご提出は不要です。

抵当権設定者 "Mortgagor" 発行の、抵当権書類に署名するための権限を確認するもの

抵当権設定登記日より遡って 1 年以内に発行されたもの

署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。

- a) 抵当権設定者名
- b) 本船名
- c) 本船のリベリアオフィシャルナンバー
- d) 抵当権書類の目的

(「第一抵当権の登記」 'to record a First Preferred Mortgage' など)

署名権限確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。

i) 取締役会決議 “*Board Resolution*”

ii) 委任状 “*Power of Attorney*”

公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの

抵当権設定者“Mortgagor”が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本 1 部を併せてご提出ください。

3) “*Memorandum of Particulars*” (コピー1部)

抵当権設定者“Mortgagor”による署名済みのもの

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

4) 抵当権者 “*Mortgagee*” の同意書 “*Consent*” (コピー各1部)

先に登記されている抵当権のすべての抵当権者“Mortgagee”から、それぞれ同意書を取り付けてください。

書類提出先・提出時期

・ ドラフト

登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。

・ 原本

事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登記日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

費用

\$660.00

登記に要する日数

ご希望日当日に完了